

議案第10号

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

平成25年 2月14日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例
川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例（平成16年川崎市条例第
27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「容積率」の次に「並びに都市計画で定める高度地区におけ
る建築物の高さ」を加え、同条第2号を次のように改める。

- (2) 次の表の左欄に掲げる隣地境界線の位置に応じ、当該位置からそれぞれ
同表の右欄に掲げる斜面地建築物の部分等（地盤面下にあるものその他規
則で定めるものを除く。）までの距離が4メートル以上であること。この
場合において、当該位置が公園（都市公園法施行令（昭和31年政令第2
90号）第2条第1項第1号に規定する都市公園を除く。）、広場、水面
その他これらに類するものに接するときは、当該位置は、その公園、広場、
水面その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみな
す。

隣地境界線の位置	斜面地建築物の部分等
----------	------------

敷地の最も低い部分の高さから当該部分と斜面地建築物が周囲の地面と接する位置で最も高い部分との高さの差の3分の1の高さまでにある隣地境界線の位置	斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面
	斜面地建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面
	擁壁以外の工作物
	擁壁（盛土に接する部分に限る。）
上記以外の隣地境界線の位置	斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（盛土に接する部分に限る。）
	斜面地建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が盛土に接する場合に限る。）
	擁壁以外の工作物（当該工作物が盛土に接する場合に限る。）
	擁壁（盛土に接する部分に限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第5条各号に掲げる基準は、この条例の施行の日以後の申請に係る斜面地対象行為（改正後の条例第2条第2項第2号に規定する斜面地対象行為をいう。以下同じ。）の計画について適用し、同日前の申請に係る斜面地対象行為の計画については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

斜面地対象行為の計画の確認の基準を、斜面地建築物の容積率及び高さ並びに隣地境界線の位置から斜面地建築物の部分等までの距離に関する制限に適合していることとするため、この条例を制定するものである。